

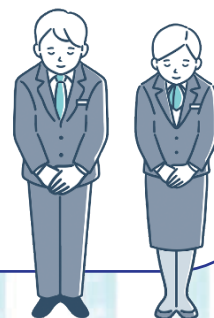
市民の皆さんの生活を支え 令和8年4月1日 水道

はじめに

水道事業は水道利用者からいただく料金収入により運営しています。
また、地方公営企業法により、受益者負担の原則のもと、事業運営のために市民の皆さんからお支払いいただいた税金を使うことはできません。

令和6年から2年間、計4回にわたり津島市水道料金等審議会において水道料金の改定について慎重に審議を重ねました。平成5年の水道料金改定以後、約30年以上にわたり水道料金を据え置き、健全経営に努めてきました。今後は、物価高騰などによる費用の増加により水道事業の経営が厳しくなることが予想されます。将来にわたって安心安全で安定した水道サービスを提供し続けるために津島市水道料金等審議会へ諮問した結果、水道料金の値上げについて答申を受け、この度水道料金の改定を行うことになりました。

「水道」は私たちの日々の生活を支える、なくてはならない重要なライフラインです。水道料金の改定につきまして、ご理解ご協力をお願いします。



新水道料金の改定内容

令和8年4月1日から改定後の水道料金が適用されます。メーターの口径や使用量により若干変わりますが、基本料金は約28%、従量料金は約19%の増額となり、平均で23%値上げとなります。なお、今回の料金改定は水道料金のみで見直しであり、下水道使用料の改定はありません。

新料金表と料金計算方法

①基本料金（1カ月当たり）（消費税込み）

用途	メーターの口径	金額
一般用	13mm	1,111 円
	20mm	3,025 円
	25mm	4,785 円
	40mm	14,784 円
	50mm	22,253 円
	75mm	51,117 円
	100mm	84,480 円
	150mm	197,120 円
一時用	一般用口径料金の2倍の額	
湯屋用	一般用口径料金の2分の1の額	

②従量料金（1カ月当たり）（消費税込み）

用途	使用水量	金額 (1㎡当たり)
一般用	1~10㎡	88 円
	11~20㎡	132 円
	21~50㎡	220 円
	51~80㎡	264 円
	81㎡以上	330 円
一時用	一般用に同じ	
湯屋用	1~200㎡	44 円
	201㎡以上	77 円

※水道料金は①基本料金と②従量料金（各水量区分における「単価」×「該当水量」の合計）で求められます。
※使用水量ごとの料金早見表および詳しい水道料金計算方法についてはホームページをご確認ください。

水道を守り続けるために 料金を改定します。

問合せ 上下水道部管理課管理G ☎55-9728

一般家庭の世帯別使用料金影響額目安

一般家庭の世帯人数別使用料金の影響額の目安は次のとおりです。

一般家庭世帯人数別使用料目安（消費税込み）

水道メーター口径	13mm			
世帯人数	1人	2人	3人	4人
使用水量（目安）	16m ³ /2カ月	30m ³ /2カ月	40m ³ /2カ月	46m ³ /2カ月
旧料金	2,862 円	4,246 円	5,346 円	6,468 円
新料金	3,630 円	5,302 円	6,622 円	7,942 円
影響額	768 円	1,056 円	1,276 円	1,474 円



- ※水道料金は2カ月に1度の検針に基づき算定し、2カ月分の料金を請求しています。
- ※一般家庭の平均的な使用料で算出しています。季節や各家庭の状況などにより、使用水量は増減します。

水道使用水量等のお知らせ

水栓番号

水道料金等振替済のお知らせ

水栓番号

設置場所

氏名 **見本** 様

請求年度・期別 (今回ご使用期間)

口径 期別

メーター番号

今回請求金額 (概算)

水道使用量	区分	上水道	計
今回指示数	今回使用水量	m ³	m ³
前回指示数		円	円
今回使用水量	使用量	円	円
検針料	合計金額		円
前回使用水量			
前年同月使用水量			

このお知らせ票で料金の支払いはできません。

津島市上下水道事業企業出納員

検針の際に各戸に配布している使用水量等のお知らせで、契約している口径と2カ月分の使用水量の確認ができます。

※令和7年10月検針分より水道使用水量等のお知らせの様式を変更しています。

何月の請求分から、どれくらい変わりますか



水道料金は2カ月に1度の検針に基づき算定し、2カ月分の料金を請求していることから、新料金の適用は次のとおりとなります。

①令和8年3月31日以前から水道を使用している場合

令和8年4月1日以降の最初の検針分は旧料金、それ以降は新料金が適用されます。

料金改定

検針月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
偶数月 検針地区	旧料金	旧料金	検針 新料金	新料金	検針 新料金	新料金
奇数月 検針地区	旧料金	旧料金	旧料金	検針 新料金	新料金	検針 新料金

令和8年2月～4月 (5月請求分) : 旧料金
令和8年4月～6月 (7月請求分) : 新料金

令和8年3月～5月 (6月請求分) : 旧料金
令和8年5月～7月 (8月請求分) : 新料金

②令和8年4月1日以降に新たに使用する場合
最初の請求から新料金が適用されます。

なぜ値上げが必要なのですか



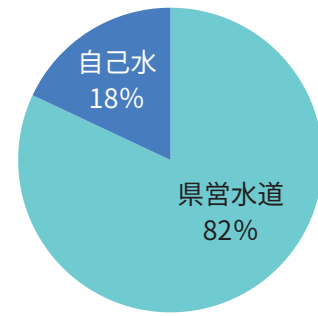
①愛知県営水道の料金値上げ

津島市上水道事業が市民の皆さんに供給している水道水は、地下水(自己水)と木曾川を水源とし、尾張西部浄水場で浄化された愛知県営水道からの受水で成り立っています。

当市の水道水は約82%を県営水道からの受水によりまかっています。

県営水道からの受水費用が段階的に改定されており、その状況は以下のとおりです。

▼令和6年度配水量割合



▼愛知県営水道料金改定表

改定時期	使用料金単価 (1m ³ 当たり)
令和8年4月1日～	32円
令和6年10月1日～	28円
～令和6年9月30日	26円

23%の
値上げ



県営水道使用料金単価の値上げにより、令和5年度実績と比較し、令和6年10月1日の値上げで年間1,400万円、令和8年4月1日の値上げで年間4,100万円の県営水道受水費用の増加が見込まれます。

また、令和8年度からは又吉配水場は県営水道からの受水に全面移行する予定であり、市の年間配水量に占める県営水道の割合は約87%となり、さらに年間2,000万円の増となる見込みです。

②老朽化する管路や施設の更新、耐震化工事の費用増加

令和6年度末現在、津島市では約427kmの水道管を管理し、その多くは人口が増え、水道を広げる必要があった高度経済成長期に建設しています。水道管の法定耐用年数は40年とされており、法定耐用年数を超えた水道管は全体の約40%、約173kmとなっています。

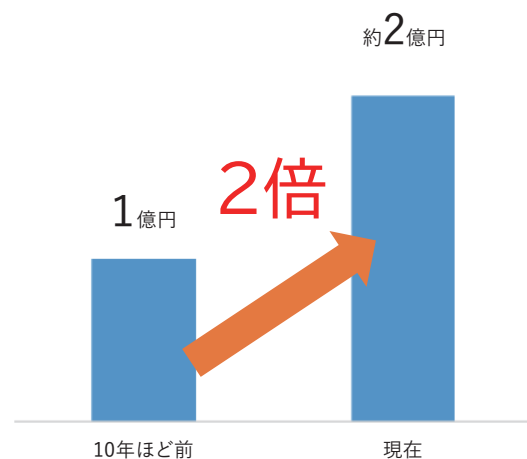
また、水道を安定的に供給するためには、配水場の設備の更新や耐震化も必要不可欠です。中長期的な更新需要をもとに、投資額の平準化を図るものの、更新にかかる人件費や材料費の高騰による影響により、事業費の大幅な削減は難しい状況です。

▼水道管延長と耐用年数超水道管の推移



管路経年化率
平成15年より
33%増

▼1km当たりの更新費用



2倍

今後適切に水道管の更新を行わないと、管路経年化率はさらに上昇していきます。

今のままの料金だとどうなりますか

近年の物価の高騰や県営水道の値上がりなどにより水道事業会計の純損失(赤字)が年々増大するとともに、数年後には資金不足となり水道事業経営が成立しなくなります。

水道事業経営を維持するためには、管路や施設等の更新をしないと、老朽化した水道管からの漏水や、断水の発生リスクが高まります。さらには、大規模地震等の災害が発生した場合に配水施設が機能不能となれば、災害からの復旧が大幅に遅れる可能性があります。



今後の津島市上水道事業の取組

①重要給水施設配水管の耐震化	②配水場施設の更新・耐震化	③管路の更新
災害拠点病院・災害復旧活動拠点・給水施設(指定避難所)へ繋がる水道管(基幹管路)を地震に強い管へと優先的に取替をしています。	配水池の耐震化(耐震補強)および神守配水場の経年化した機械電気設備の更新を実施します。	漏水・赤水などを解消するため、布設年度の古い老朽化した配水管の更新を実施します。



▲地震に強い水道管への取替工事の状況



▲水道管をつなぐ継手部分に地震に強い補強金具を取り付けている状況



将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給するため、必要な工事等を進めるとともに、経費削減など事業の効率化にも努めていきます。